

第 458 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 2 年 8 月 2 1 日（金）岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>皆様おはようございます。 定刻となりました。</p> <p>本日はご多用のところ第 458 回岐阜地方最低賃金審議会にご出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全委員の方にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されております。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
山本会長	<p>これより第 458 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、 労働者側委員は 隣垣 委員、 使用者側委員は 安藤 委員 をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。</p> <p>異議の申出状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
加賀専門監	<p>8 月 4 日の審議会におきまして、岐阜県最低賃金の改正決定についてご答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示をいたしましたとこ</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>ろ、8月18日付けで岐阜県労働組合総連合、全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部及び生協労連コープぎふ労働組合から、それぞれ異議申出書が提出されましたので読み上げます。</p> <p>まずは資料No.1、1ページをご覧ください。 (岐阜県労働組合総連合異議申出書を朗読)</p> <p>次に、資料No.2、3ページから5ページをご覧ください。 (全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部の異議申出書を朗読)</p> <p>そして、資料No.3、7ページをご覧ください。 (生協労連コープぎふ労働組合の異議申出書を朗読)</p> <p>また、「最低賃金時間額を今すぐ1000円以上へ引き上げ、1500円をめざすことを求める請願書」が追加で36筆、8月18日に岐阜県春闘共闘会議から岐阜労働局長あてに提出されましたことをご報告します。</p>
<p>山本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご報告にありましたように、8月4日付け当審議会における答申について異議申出がありましたので、その対応について畑労働局長から諮問を受けることといたします。</p>
<p>畑局長</p>	<p>(諮問文を読み上げ、山本会長に手渡す)</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>山本会長</p>	<p>それでは、今回の異議申出について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いいたします。</p>

隣垣委員	<p>皆さんご存じのとおり、日本経済が非常に落ち込んでいる、またこの岐阜県においても経済状況が非常に落ち込んでいる中で、これまでもそうでしたが、今後は労使が本当に知恵を出し合いながらこのコロナ禍を乗り切っていく、これが必要ではないかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>それでは次に、使用者側委員のご意見を伺います。</p>
安藤委員	<p>今、隣垣委員からもありましたように、今年度はコロナ禍における非常に厳しい経済状況の中、我々といたしましても非常に厳しい判断を迫られた審議会だったと思っております。</p> <p>使用者側といたしましては、現状認識についての溝を埋めることができず、結果としては大変残念な結果になったと思っておりますが、審議会の決定は尊重されるべきであろうと考えております。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>ただいま、双方の委員の方々からご意見をお伺いしましたが、先の答申を変更すべきとの意見はありませんでした。</p> <p>よって、「8月4日付け答申のとおり」ということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
山本会長	<p>異議がないということですので、事務局で答申案を準備してください。</p>

事務局	(答申案を準備し配布)
山本会長	それでは答申案を読み上げてください。
加賀専門監	(答申案を朗読)
山本会長	ただ今読み上げられた案のとおり答申するという ことで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
山本会長	事務局で答申文を用意してください。
山本会長	では、答申します。 (会長から局長に答申文を手渡す)
畑局長	ただいま、ご答申をいただきましたので、一言御礼を 申し上げます。 各委員の皆様方には、お忙しい中ご審議をいただき、誠 にありがとうございました。 直ちに改正決定の手続きに入り、周知徹底と履行確保に 万全を期したいと考えております。 ありがとうございました。
山本会長	それでは、議事を続けます。 議題 2 「特定最低賃金改正の必要性の有無について」 です。

山本会長	<p>8月5日に「特定最低賃金労使協議会」を開催しましたので、協議内容について事務局から説明をお願いします。</p>
市岡室長	<p>ご説明します。</p> <p>8月5日に、特定最低賃金改正の必要性の有無について審議するため、</p> <p style="padding-left: 40px;">公益委員2名、 労働者側委員5名、 使用者側委員4名</p> <p>の出席の下、「特定最低賃金労使協議会」を開催しました。</p> <p>協議会では、浅井審議会会長代理から協議会を開催するに至った経緯と趣旨について説明がなされた後、各委員から意見が述べられ議論を行いました。</p> <p>労働者側委員からは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定最低賃金は基幹産業に設定されており、労働協約自体は規模の大きいところが中心であるが、下請等関連する中小規模の事業所にも賃上げの効果を波及させることは重要である。 ・改正決定の必要性なしとなれば、専門部会委員に推薦する予定の単組が意見を述べる機会がなくなるため、そういう意見を表明する場は必要である。 ・必要性の審議を尽くすならば、12月21日発効にはこだわらない。 <p>等の発言がありました。</p> <p>使用者側委員からは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の経済状況は危機的な状態にあり、先の見通しも立たない。

<p>市岡室長</p>	<p>・特定最低賃金においても計画的に引き上げる必要性は認めるが、現在の経済情勢からみて、本年度は引き上げるべきではない。</p> <p>・必要性なしで結審するにしても、本審委員に特定最低賃金設定業種の委員は1人しかおらず、当該業種の危機的状況を述べるには現状では不十分であり、必要性ありとして専門部会を開いた上で、引上げなしの答申を出すことはできないか。</p> <p>等の発言がありました。</p> <p>議論の結果、8月5日の協議会では改正決定の必要性の有無について意見の一致はみられず、本日の本審で改めて審議を行うこととなりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>山本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>8月5日の協議会の内容を踏まえ、本日の審議会で審議を深め、結論を得たいと思います。</p> <p>それでは、労側委員からご意見をお願いいたします。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>今年は特に異例続きでして、県最賃にしてもいろんな意見を今年は労使で協議してきたなあと思っておりますが、そういう中で、やはり特定最賃というのはそれぞれの業種のそれぞれの専門家がしっかり、この岐阜県の経済または企業内容、また労働者の置かれている状況等を意見交換していただき、その上で答えが導かれることと思っておりますので、専門部会をしっかりと開催していく方向でお願いしたいと思っております。</p>

隣垣委員	以上です。
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの委員の方、よろしいですか。</p> <p>それでは、使側委員、お願いいたします。</p>
安藤委員	<p>コロナ禍における非常に厳しい経済状況の中、地域別最低賃金に屋上屋を重ねる特定最低賃金の改正決定の必要性については、特に慎重な判断が必要であろうと考えております。</p> <p>そういったこともございまして、先ほど事務局からご説明があったとおり、労使協議会というものを開催させていただき、意見交換させていただいたと理解をしております。</p> <p>残念ながら、労使の考えは平行線で、一定の方向性を見出すことは難しかったということでございます。</p> <p>今年度は、平時の年ではなく、緊急事態の年だと思っております。</p> <p>当事者の真摯な議論が必要です。</p> <p>そこで、今年度につきましては、先ほど隣垣委員も少し触れられたと思うのですが、岐阜県で設定されております3業種「電気・自動車・航空機」の関係労使が、それぞれの最低賃金について有額の回答が必要であるかどうかといったところも含めて、意見交換をするという意味合いで専門部会を開催する、ということをご提案させていただきます。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの委員の方、よろしいですか。</p> <p>特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、8月5日の労使代表委員による協議会においては結論を得る</p>

山本会長	<p>ことができず、ただいま労使双方の委員からご意見がありましたように、特定最賃に直接関係する委員が参加する専門部会の開催を求められた、ということでございます。</p> <p>これらを考慮しまして、現時点で全会一致の結論には至っていませんけれども、審議会としましてはこのまま審議を終了させるということは避けまして、専門部会を開催するため「電機・自動車・航空機」の3件で「改正決定の必要性有り」と労働局長へ答申し、専門部会においてさらに審議を深めていただいて、結論を得るという方法をとりたいと思いますが、いかがですか。</p>
各委員	異議なし
山本会長	<p>では、「電機・自動車・航空機」の3件の特定最低賃金について、「改正決定の必要性有り」ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
山本会長	<p>それでは、3件について「改正決定の必要性有り」で答申します。</p> <p>事務局で答申案を準備してください。</p>
事務局	(答申案を配布)
山本会長	事務局で答申案を読み上げてください。
加賀専門監	(答申案を読み上げる)

山本会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
山本会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を準備してください。
山本会長	では、答申します。 (会長から局長に答申文を手渡す)
畑局長	ただいま山本会長より「改正決定の必要性有り」のご答申をいただきましたので、これらの特定最賃にかかる「金額改正」の諮問をさせていただきます。 (諮問文を朗読後、会長に手渡す。) よろしく申し上げます。
山本会長	承知しました。
事務局	(諮問文の写しを配布)
山本会長	ただ今、局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うこととします。 なお、陳議会の議決についてですが、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき、従前どおり「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」とこととしてよろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
山本会長	では、そのように進めてまいります。 次に、 議題3「その他」 について、事務局から何かありますでしょうか。
加賀専門監	さきほど、地域別最低賃金について「8月4日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」とのご答申をいただきましたので、9月1日に官報公示、10月1日に改正発効ということで手続きを進めます。 以上です。
山本会長	それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会といたします。